家電リサイクル法における 費用回収方式について

平成26年4月10日

家電リサイクル法における費用回収方式について

家電リサイクル法におけるリサイクル費用の回収方式については、排出時に消費者が負担する方式(排出時負担方式、いわゆる「後払い」)とするか、購入時に消費者が負担する方式(購入時負担方式、いわゆる「前払い」)とするかといった観点から、法制定時と前回見直し時に議論がなされ、その結果、現行の排出時負担方式が採用されている。

今回の見直しにおいても、「購入時負担方式」(いわゆる「前払い」方式)に変更すべきとの意見、現行の「排出時負担方式」を維持すべきとの意見が委員から出されており、昨年10月21日に第25回合同会合で示したとおり、「考え得る様々な方式のメリット・デメリットや課題を改めて比較検討」し、議論を行う。

【購入時負担方式として考えられる方式】

購入時負担方式には様々な方式があるため、今後の議論に当たっては、大きく以下の観点から分類して議論を行う。

(1)A将来充当方式 or B当期充当方式

A将来充当方式:製品購入時に消費者から回収したリサイクル料金を、<u>その当該製品が将来排出される際のリサイ</u> クルの費用に充てる方式(購入者(≒将来の排出者)がその当該製品のリサイクル費用を負担)

B当期充当方式:製品購入時に消費者から回収したリサイクル料金を、同時期に排出される廃家電のリサイクルの 費用に充てる方式(購入者(≠排出者)がその年のリサイクル費用を負担)

(2)①個社管理方式 or ②資金管理法人方式

- ①個社管理方式:製品購入時に消費者から回収したリサイクル料金を<u>製造業者等ごとに管理し、当該製造業者等が</u> 製造等した製品のリサイクル費用に充てる方式
- ②資金管理法人方式:製品購入時に消費者から回収したリサイクル料金の資金管理を第三者機関に委託し、各製 造業者等の処理実績に応じたリサイクル費用に充てる方式



OA-① 将来充当方式A × 個社管理方式①

OA-② 将来充当方式A × 資金管理法人方式②

OB-① 当期充当方式B × 個社管理方式①

OB-② 当期充当方式B × 資金管理法人方式②

※以上の観点の他、リサイクル料金を誰が設定するか、リサイクル料金を製品価格に内部化するか、といった観点もある。これらの観点による方式の特性については、各方式の論点・課題の中で必要に応じて示す。



左記の4つの方式について、政策効果、わが国の状況、他の施策との比較、消費者にとっての利便性、フリーライダーへの対応、移行コスト等の観点から議論をお願いしたい。

現行制度(排出時負担方式)

1. 現行制度の概要

排出者(消費者)が廃家電を排出する際に、リサイクル料金及び収集運搬料金を小売業者等に支払い、小売業者等は、当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、リサイクル料金を家電リサイクル券センターに支払う。家電リサイクル券センターは、各製造業者等のリサイクル実績に応じて、リサイクル料金を各製造業者等に支払う。

2. 現行制度のメリット・デメリット

メリット

- ①約3億台の既販品からも料金を回収することが可能。
- ②長期の料金管理コストや販売・使用される家電の個品管理のシステムが不要であり、低コストでの運用が可能。
- ③排出者がリサイクル料金の支払を拒否する場合には廃家電が引き取られないため、料金が回収しやすい面がある。 (料金が引取の対価)
- ④排出者と負担者が一致している。
- ⑤製造業者等が倒産・撤退した場合の対応が可能。
- ⑥使用年数長期化による排出抑制効果あり。(排出者が費用を支払うことによる排出抑制効果)

<u>デメリット</u>

- ①排出時の料金支払忌避による不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の増加要因となっている可能性がある。
- ②製品購入時に当該製品のリサイクルに支払う料金が確定していないので、リサイクル料金による製品選択ができない。
- 3. 論点•課題
- ①不法投棄や違法な廃棄物回収業者への対策やそれに伴うコストについてどのように考えるか。

A-① 将来充当方式 × 個社管理方式

1. 概要

消費者は製品購入時に、将来、その製品が廃家電となって排出された場合の当該廃家電のリサイクル料金を小売業者に支払い、小売業者は製造業者等に引き渡す。回収したリサイクル料金は各製造業者等ごとに長期間にわたり管理し、将来当該製品が廃棄物となって、当該製造業者等に引き渡された際、リサイクル費用に充当される。 類似の制度:特になし

2. メリット・デメリット

メリット

- ①排出時の料金支払忌避に起因する不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の削減効果が見込まれる。(回収率の向上が見込まれる。)
- ②将来のリサイクル費用が予測できれば、製品販売時に環境配慮設計によるリサイクル料金の引下げ効果が期待される。(引下げまでのタイムラグが小さい可能性。)
- ③違法な廃棄物回収業者への排出分など、現在は家電リサイクルルートに回ってきていない販売品からも広くリサイク ル料金を回収できる。
- ④排出者と負担者が一致している。
- ⑤製品購入時に当該製品のリサイクルに支払う料金が確定しているので、リサイクル料金による製品選択ができる。

- ①約3億台の既販品への対応が困難であり、既販品について現行の排出時負担方式を採用した場合、相当程度長期間にわたり二つの制度が並存することとなる。(なお、全ての既販品が排出されたか否かを確認することは困難。)また、買い換えの際に消費者は二台分の廃家電のリサイクル費用を同時負担することとなる。
- ②製造業者等が倒産・撤退の際には、購入時にリサイクル料金を支払っていても、排出時には消費者がリサイクル料金を支払う必要が生じる場合がある。
- ③将来のリサイクル費用の予測が困難である。(将来の技術水準やコスト・資源売却価格の変動等は推計困難。)
- ④個社がリサイクル料金を管理するため、これが課税対象となる可能性があり、その分リサイクル料金が高くなる可能性がある。
- ⑤排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性がある。 (費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)

A-① 将来充当方式 × 個社管理方式

3. 論点•課題

- ①自動車における車検制度のような販売・使用時の個品管理制度が存在しない中で、排出時の料金支払い済製品の 識別についてマークをつけるなどの対策をどのように行うのか。また、そのコストをどうするのか。(少なくとも約3億台 の既販品については、個品管理は不可能。)
- ②製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、費用の支払いを行うのか。(支払う場合、拡大生産者責任に基づき、製造業者等にリサイクルを義務付けていることとの関係をどう考えるか。また、リサイクルの質をどのように担保するか。)
- ③消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。
- ④消費者がリユース目的で譲渡した場合の料金の取扱いをどう考えるか。(海外への中古品輸出の場合のみ還付するか。還付する場合、製造業者等が管理するリサイクル料金の還付は誰が行い、手続に係るコスト等を誰が負担するか。還付しない場合、現行制度と比較してリユースユーザーにとっての負担感は減少する可能性がある一方で現状でリユース可能なものについてもリユースにまわすインセンティブが減少する可能性があることをどう考えるか。)
- ⑤料金を明示せずに製品価格に含める内部化の場合、1台あたりのリサイクル料金が不明確となる料金の「見えない化」が発生するとともに、製造業者等及び小売業者が適正なリサイクル費用を転嫁できない可能性があること、費用が転嫁できなければ、リサイクルの質の低下を招くおそれがあることをどう考えるか。
- ⑥ およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように行うのか。または、製造業者からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。
- (7)海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。
- ⑧現行制度からの移行に伴って発生する追加的コストについてどのように考えるか。
- ⑨リサイクル料金を販売時負担方式とした場合、収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(後掲)

A-② 将来充当方式 × 資金管理法人方式

1. 概要

消費者は製品購入時に、その製品が廃家電となって排出された場合の当該廃家電のリサイクル料金を小売業者に支払い、小売業者は資金管理法人に引き渡す。当該製品が廃棄物となって、当該製造業者等に引き渡された際、製造業者等は当該製品のリサイクル費用を資金管理法人に請求し、資金管理法人はリサイクル実績に応じてリサイクル料金を支払う。

類似制度:自動車リサイクル法(車検制度による個品管理、資金管理法人によるリサイクル料金管理を実施)

2. メリット・デメリット

メリット

- ①排出時の料金支払忌避に起因する不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の削減効果が見込まれる。(回収率の向上が見込まれる。)(再掲)
- ②製造業者等が倒産・撤退した際に、消費者が追加で料金を負担する必要がない。
- ③自動車の車検制度のような厳格な管理制度の下で、資金管理法人に預託されている場合、資金は法人税の課税対象とならないという扱いも可能。
- ④将来のリサイクル費用が予測できれば、製品販売時に環境配慮設計によるリサイクル料金の引下げ効果が生じる可能性がある。(引下げまでのタイムラグが小さい可能性)(再掲)
- ⑤違法な廃棄物回収業者への排出分など、現在は家電リサイクルルートに回ってきていない販売品からも広くリサイク ル料金を回収できる。(再掲)
- ⑥排出者と負担者が一致している。(再掲)
- ⑦製品購入時に当該製品のリサイクルに支払う料金が確定しているので、リサイクル料金による製品選択ができる。 (再掲)

- ①約3億台の既販品への対応が困難であり、既販品について現行の排出時負担方式を採用した場合、相当程度長期間にわたり二つの制度が並存することとなる。また、買い換えの際に消費者は二台分の廃家電のリサイクル費用を同時負担することとなる。(再掲)
- ②将来のリサイクル費用の予測が困難である。(再掲)
- ③管理する資金の規模が大きく、資金運用や資金管理コストが大きい。
- ④排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性がある。 (費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)(再掲)

A-② 将来充当方式 × 資金管理法人方式

3. 論点 : 課題

- ①自動車における車検制度のような個品管理制度が存在しない中で、排出時の料金支払い済製品の識別について、マークをつけるなどの対策をどのように行うのか。また、そのコストをどうするのか。(個社の責任に帰する個社管理方式よりもフリーライダー対策の関係で厳格な管理が全国レベルで必要となる。)
- ②リサイクル料金の管理コストについてどのように考えるか。(リサイクル料金が高くなる可能性があることをどう考えるか。)
- ③製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、費用の支払いを行うのか。(再掲。拡大生産者責任との関係等についても同様)
- ④消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。(再掲)
- ⑤消費者がリユース目的で譲渡した場合に料金を還付するか。(再掲)
- ⑥料金を内部化した場合、1台あたりのリサイクル料金が不明確となる料金の「見えない化」が発生するとともに、製造業者等及び小売業者が適正なリサイクル費用を転嫁できない可能性があること、転嫁できなければ、リサイクルの質の低下を招くおそれがあることをどう考えるか(再掲)
- ⑦およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように 行うのか。または、製造業者からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。(再掲)
- ⑧海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。(再掲)
- ⑨現行制度からの移行に伴って発生する追加的コストについてどのように考えるか。(再掲)
- ⑩リサイクル料金を販売時負担方式とした場合、収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(後掲)

B-① 当期充当方式 × 個社管理方式

1. 概要

消費者は製品購入時に、同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充てるためのリサイクル料金を小売業者に支払い、小売業者は製造業者等に引き渡す。回収したリサイクル料金は各製造業者等ごとに管理し、当該製造業者等の製品が廃棄物となって、当該製造業者等に引き渡された際、リサイクル費用に充当される。 類似の制度:特になし

2. メリット・デメリット

メリット

- ①排出時の料金支払忌避に起因する不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の削減効果が見込まれる。(回収率の向上が見込まれる。)(再掲)
- ②約3億台の既販品に充当するためのリサイクル費用を徴収することが可能。
- ③販売時負担方式の中では比較的低コストな仕組みである。
- ④長期における個品管理システム、長期における料金管理コストが不要である。
- ⑤違法な廃棄物回収業者への排出分など、現在は家電リサイクルルートに回ってきていない販売品からも広くリサイク ル料金を回収できる。(再掲)

- ①排出者と負担者の関係が一致しない。
- ②新規に我が国において家電の販売を開始した製造業者等は、過去に販売した家電のリサイクルの負担がないため、 既存の家電の製造業者等との比較で競争上有利になってしまう。
- ③我が国の市場における販売を終了した製造業者等の廃家電については、販売される製品がないため、リサイクル費用の回収が困難となる場合がある。
- ④過去に販売した台数が多く、現在は少ない製造業者等(シェアが低下した製造業者等)は、少ない料金収入で多くの 廃家電を処理する一方、逆の場合はリサイクル料金が剰余金となるか、リサイクル料金を徴収しない可能性があり、 その結果、製品ごとのリサイクルのコストや環境配慮設計とは関係なく、リサイクル料金が製造業者等間で大きく異な る可能性がある。このため、製品販売への影響が大きい。
- ⑤剰余分のリサイクル料金が課税対象となる可能性がある。
- ⑥例えば、テレビ等の対象品目が我が国で全て販売中止となった場合、充当すべき料金を回収することが困難となる。
- ⑦排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性がある。 (費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)(再掲)

B-① 当期充当方式 × 個社管理方式

3. 論点·課題

- ①撤退した製造業者等の製品について、どのような仕組みでリサイクル料金を回収するのか。
- ②消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。小売業者及び製造業者等のフリーライダー対策をどのように行うのか。
- ③制度変更前に新品を購入し、しばらく退蔵した上で制度変更後に排出すれば、実質的に料金を回収できなくなること にどう対応するか。
- ④リサイクル費用が発生しない新規参入の製造業者等がリサイクル料金を回収しない場合をどう考えるか。
- ⑤製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、費用の支払いを行うのか。(再掲)
- ⑥料金を内部化した場合、1台あたりのリサイクル料金が不明確となる料金の「見えない化」が発生するとともに、製造業者等及び小売業者が適正なリサイクル費用を転嫁できない可能性があること、転嫁できなければ、リサイクルの質の低下を招くおそれがあることをどう考えるか(再掲)
- ⑦およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように 行うのか。または、製造業者からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。(再掲)
- ⑧海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。(再掲)
- ⑨現行制度からの移行に伴って発生する追加的コストについてどのように考えるか。(再掲)
- ⑩リサイクル料金を販売時負担方式とした場合、収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(後掲)

B-② 当期充当方式 × 資金管理法人方式

1. 概要

消費者は製品購入時に、同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充てるためのリサイクル料金を小売業者に 支払い、小売業者は資金管理法人に引き渡す。製造業者等は一定期間中のリサイクル費用を資金管理法人に請求し、 資金管理法人はリサイクル実績に応じて回収した料金を支払う。(料金設定は個社で行う場合と一律で行う場合が考え られる。)

類似の制度:容器包装リサイクル法、欧州WEEE、中国WEEE

2. メリット・デメリット

メリット

- ①排出時の料金支払忌避に起因する不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の削減効果が見込まれる。(回収率の向上が見込まれる。)(再掲)
- ②約3億台の既販品に充当するためのリサイクル費用を徴収することが可能。(再掲)
- ③製造業者等が倒産・撤退した際に、消費者が追加で料金を負担する必要がない。(再掲)
- ④違法な廃棄物回収業者への排出分など、現在は家電リサイクルルートに回ってきていない販売品からも広くリサイク ル料金を回収できる。(再掲)
- ⑤長期における個品管理システム、長期における料金管理コストが不要である(再掲)

- ①環境配慮設計による料金低減化が期待しにくい。(消費者が支払うリサイクル料金が当該製品のリサイクル費用に充てられるわけではなく、消費者が支払うリサイクル料金の総額を同時期に発生するリサイクル費用の総額に充てられる。その際、リサイクル料金を一律に設定する場合には、個々の製品のリサイクルコストに応じた料金の差別化が困難となり、料金引下げのインセンティブが低下する。結果的に環境配慮設計のインセンティブが働きにくくなる。)
- ②排出者と負担者の関係が一致しない。(再掲)
- ③例えば、テレビ等の対象品目が我が国で全て販売中止となった場合に、充当すべき料金を回収することが困難となる。(再掲)
- ④排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性がある。 (費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)(再掲)

B-② 当期充当方式 × 資金管理法人方式

3. 論点 : 課題

- ①消費者が購入した製品と関係なく、リサイクル費用を負担するという負担力に着目した「税」に近い制度となることをどう考えるか。
- ②排出台数と販売台数の正確な予測が困難であり、回収したリサイクル料金の総額と費用の総額に乖離が生じた場合にどう対応するか。(余剰又は不足が出た場合、資金の繰り越し又は補填をどうするか。余剰が出た場合には課税対象となる可能性がある。)また、消費者に販売される製品の正確な台数把握をどのように行うのか。
- ③制度変更前に新品を購入し、しばらく退蔵した上で制度変更後に排出すれば、実質的に料金を回収できなくなること にどう対応するか。(再掲)
- ④消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。小売業者及び製造業者等のフリーライダー対策をどのように行うのか。(再掲)
- ⑤リサイクル料金の管理コストについてどのように考えるか。(再掲)
- ⑥製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、費用の支払いを行うのか。(再掲)
- ⑦およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように 行うのか。または、製造業者からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。(再掲)
- ⑧海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。(再掲)
- ⑨現行制度からの移行に伴って発生する追加的コストについてどのように考えるか。(再掲)
- ⑩リサイクル料金を販売時負担方式とした場合、収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(収集運搬料金も購入時負担方式とする場合、収集運搬方法やその主体が特定できないため、一律料金・一律支払となるのではないか。その場合、水準をどの程度とするか。収集運搬料金の管理システム・管理主体をどうするのか。収集運搬料金のみ排出時負担方式とする場合、不法投棄の削減等のメリットが失われることをどう考えるか。)